（連結法人の外国関係会社に係る所得の課税の特例に関する経過措置）

第四十六条　新令第三十九条の百十七の二第十項（第二号に係る部分に限る。）の規定は、租税特別措置法第六十八条の九十第二項第一号に規定する外国関係会社の施行日以後に開始する事業年度に係る同条第六項に規定する部分適用対象金額及び当該部分適用対象金額に係る同項に規定する個別部分課税対象金額について適用する。

（特殊関係株主等である連結法人に係る外国関係法人に係る所得の課税の特例に関する経過措置）

第四十七条　新令第三十九条の百二十の四第八項（第二号に係る部分に限る。）の規定は、租税特別措置法第六十八条の九十三の二第一項に規定する外国関係法人の施行日以後に開始する事業年度に係る同条第六項に規定する部分適用対象金額及び当該部分適用対象金額に係る同項に規定する個別部分課税対象金額について適用する。

（中小連結法人の欠損金等以外の欠損金の繰戻しによる還付の不適用に関する経過措置）

第四十八条　連結親法人（租税特別措置法第二条第二項第十号の四に規定する連結親法人をいう。次項において同じ。）が改正法附則第百五条第二項に規定する特定設備廃棄等欠損金額がある場合において法人税法第八十一条の三十一の規定の適用を受けたときの法人税法施行令（昭和四十年政令第九十七号）第百五十五条の二十一第二項の規定の適用については、同項第四号中「連結欠損金額に」とあるのは「連結欠損金額（所得税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第八号。以下この号において「令和二年改正法」という。）附則第百五条第二項（中小連結法人の欠損金等以外の欠損金の繰戻しによる還付の不適用に関する経過措置）に規定する特定設備廃棄等欠損金額（以下この号において「特定設備廃棄等欠損金額」という。）がある場合において、当該特定設備廃棄等欠損金額につき法第八十一条の三十一の規定の適用を受けたときは、同条の規定により還付を受けるべき金額の計算の基礎となつた特定設備廃棄等欠損金額を控除した金額）に」と、「計算した金額」とあるのは「計算した金額と当該連結法人の特定設備廃棄等欠損金個別帰属額（当該基礎となつた特定設備廃棄等欠損金額に、令和二年改正法附則第百五条第二項に規定する達するまでの金額のうちに当該欠損連結事業年度において生じた当該連結法人に係る租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（令和二年政令第百二十一号）による改正前の租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第三十九条の百二十二第一項（中小連結法人の欠損金等以外の欠損金の繰戻しによる還付の不適用）に規定する財務省令で定めるところにより証明がされた金額（当該金額が当該連結法人の連結欠損金個別帰属発生額から当該連結法人に係る同条第二項に規定する計算した金額を控除した金額を超える場合には、その超える部分の金額を控除した金額）の占める割合を乗じて計算した金額をいう。）との合計額」とする。

2　改正法附則第百五条第二項に規定する特定設備廃棄等欠損金額について法人税法第八十一条の三十一第一項の規定により還付を受ける金額の計算の基礎とした金額（以下この項において「還付対象特定設備廃棄等欠損金額」という。）がある連結親法人が同条第四項の規定に該当することとなつた場合において、同項において準用する同条第一項の規定を適用するときは、当該還付対象特定設備廃棄等欠損金額が生じた同項に規定する欠損連結事業年度の連結欠損金額のうち当該還付対象特定設備廃棄等欠損金額に相当する金額は、ないものとする。

（復興特別所得税に関する政令の一部改正）

第四十九条　復興特別所得税に関する政令（平成二十四年政令第十六号）の一部を次のように改正する。

第十三条第一項の表租税特別措置法施行令の項中「第三十九条の十八第十九項」を「第三十九条の十八第二十五項」に、「同条第四項　法第六十六条の七第四項　法第六十六条の七第五項」を「同条第五項　法第六十六条の七第五項」に改め、同表外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律施行令（昭和三十七年政令第二百二十七号）の項及び租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律施行令（昭和六十二年政令第三百三十五号）の項中「平成四十九年十二月三十一日」を「令和十九年十二月三十一日」に改める。

（平成二十一年租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令の一部改正）

第五十条　租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令（平成二十一年政令第百八号）の一部を次のように改正する。

附則第十七条第一項及び第二項中「第二十六条の三十第十五項」を「第二十六条の三十第十六項」に改め、同条第三項中「第二十六条の三十第十六項」を「第二十六条の三十第十七項」に改める。

（平成二十九年租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令の一部改正）

第五十一条　租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令（平成二十九年政令第百十四号）の一部を次のように改正する。

附則第八条第四項の表第十八条の五第二号の項中「第十八条の五第二号」を「第十八条の五第二項第二号」に改め、同条第八項中「新令」を「租税特別措置法施行令」に、「同条第二号」を「同条第二項第二号」に改める。

附則第二十三条第八項の表第十五項の項中「附則第二十九条第七項」を「附則第二十九条第六項」に改める。

附則第二十九条第一項中「第五項」を「第四項」に改め、同条第三項を削り、同条第四項中「第六項」を「第五項」に、「新法」を「租税特別措置法」に改め、同項を同条第三項とし、同条第五項中「新法」を「租税特別措置法」に改め、同項を同条第四項とし、同条第六項中「、新法」を「、租税特別措置法」に、「準用する新法」を「準用する同法」に、「若しくは新法」を「若しくは同法」に改め、同項を同条第五項とし、同条第七項を同条第六項とし、同条第八項を削り、同条第九項を同条第七項とし、同条第十項を同条第八項とし、同条第十一項中「新法」を「租税特別措置法」に改め、同項を同条第九項とする。

（平成三十年租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令の一部改正）

第五十二条　租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令（平成三十年政令第百四十五号）の一部を次のように改正する。

附則第十条第二項中「同項第一号」を「同項」に改める。

附則第二十四条第一項中「新令」を「租税特別措置法施行令」に、「第四十二条の十二の六第六項」を「第四十二条の十二の五の二第六項」に改める。

附則第三十七条第一項中「新令」を「租税特別措置法施行令」に、「第六十八条の十五の七第七項」を「第六十八条の十五の六の二第七項」に改める。

第五十三条　施行日から附則第一条第八号に定める日の前日までの間における前条の規定による改正後の租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令附則第二十四条第一項及び第三十七条第一項の規定の適用については、同令附則第二十四条第一項中「第四十二条の十二の五の二第六項」とあるのは「第四十二条の十二の五第七項」と、同令附則第三十七条第一項中「第六十八条の十五の六の二第七項」とあるのは「第六十八条の十五の六第七項」とする。

（平成三十一年租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令の一部改正）

第五十四条　租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令（平成三十一年政令第百二号）の一部を次のように改正する。

附則第十一条第三項中「提出」を「同号に規定する提出」に改める。

（地方自治法施行令の一部改正）

第五十五条　地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）の一部を次のように改正する。

別表第一租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）の項第一号中「第三十八条の四第二十三項」を「第三十八条の四第二十四項」に改める。

（国税収納金整理資金に関する法律施行令の一部改正）

第五十六条　国税収納金整理資金に関する法律施行令（昭和二十九年政令第五十一号）の一部を次のように改正する。

附則第十七項中「千分の九百六十二」を「千分の九百六十四」に、「千分の三十八」を「千分の三十六」に改める。

財務大臣　麻生　太郎
内閣総理大臣　安倍　晋三